

# とっとり暮らし ワーキングホリデー 支援補助金



県内外の若者等のとっとり暮らし体験を  
支援する事業者を応援します！

## 募集取組

- ・ 県内外の若者等への以下の条件を満たしたプログラムの提供
  - ① 県内地域に滞在し ② 働きながら
  - ③ 地域住民との交流や学びの場を通じてとっとり暮らしを学ぶ

## 実施主体

- ・ 本県内の市町村、個人、団体、NPO、その他任意組織  
※ 就労場所・滞在場所・地域住民との交流や学びの場を  
一体的に提供し、滞在をサポートできること。

## 補助率/上限額

- ・ 補助率 : 10/10
- ・ 交付上限額 : 県外参加者 116,000円  
県内参加者 33,000円

## 制度詳細

参加者の受入前に事業提案書の提出が必要です！  
とっとりワーホリのホームページをご確認ください 



【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁人口減少社会対策課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）  
電話：0857-26-7648 / 電子メール：jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp

## 参加者側のメリット

- ・滞在先で働き、収入を得ることで長期間滞在できる。
- ・旅行では味わえない地域の実際の生活を体感できる。



## 受入側のメリット

- ・繁忙期の人手不足解消。将来的な移住・就職の可能性も。
- ・外部人材と地域住民の交流による地域活性化のきっかけ作り。



→単なる労働力確保ではなく、**地域のファンを増やすチャンス**。

## 事業計画例

事業主体	〇〇農園
就労内容	自社梨農園での作業 (袋掛け・草刈り・収穫・販売・接客など) 時給900円 9:00～15:00 週休3日
受入期間	令和7年6月1日～9月30日のうち2週間程度
滞在場所	近隣ゲストハウス 3,000円/泊 ドミトリー、共用風呂、洗濯機あり
地域との交流 ・学びの場	〇〇集落の祭りに参加(準備・本番) 近隣住民と梨ジャム作り体験 同世代の地元住民との交流会
その他	宿泊費・来県旅費・県内移動費助成 作業着 現物支給 滞在中自転車貸与あり

## 経費ごとの補助上限額

	県外参加者	県内参加者	備考
滞先に要する経費	66,000円	18,000円	3,000円/泊
県内移動に要する経費	22,000円	7,000円	1,000円/日
参加者受入に要する経費	28,000円	8,000円	来県旅費含む
合計	116,000円	33,000円	

※飲食代、ガソリン代は対象外 詳しくは交付要綱をご確認ください。

# 3つのメニューで緑のまちづくりを応援！

団体活動に無料で  
専門家派遣！苗も提供！

地域団体の緑化に  
最大5万円助成！

市町村等による芝生化に  
最大160万円助成！



# あなたのまちの 緑化活動を 支援します

専門家派遣や補助金助成で、地域の緑化をサポート！



## 各制度の活用事例

**花と緑のまちづくり支援事業  
補助金**  
-緑化推進事業-

令和7年の県立美術館開館に向けて、美術館から倉吉白壁土蔵群へ向かう導線の緑化による景観向上を図ることを目的として、観光導線である「緑の彫刻プロムナード」の沿道で地域住民が色とりどりの芝桜の苗を植栽しました。



**花と緑のまちづくり支援事業  
補助金**  
-みんなの広場芝生化事業-

子どもからお年寄りまで集える憩いの場を創出することを目的として、町の総合文化センター野外イベント広場約2,500㎡を芝生化しました。地域住民が主となって芝苗の植え付けを行い、広場の完成時に、芝生のお披露目イベントを開催しました。



## 鳥取県みどりの伝道師 派遣制度

ねりんピック鳥取大会の会場へのプランター飾花設置に向け、放課後児童クラブの児童たちが花苗の植え付けを行いました。苗の扱い方、植え付け間隔、必要な土の量などについて伝道師の指導を受け、楽しみながら作業を行うことができました。



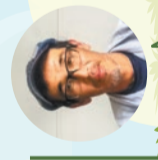
## 鳥取県みどりの伝道師からの メッセージ



① みなさまの住んでいらっしゃるまちを、緑でもっと素敵にするためにお手伝いします。  
② 活動を通して、みなさんの地域への愛情を感じます。そのお手伝いを一緒にすることで私も元気をいただいています。  
③ 地域のために何かしたい思いはあっても予算がない...など、どうしたらよいかわからなくてあきらめている方、ひとまず仲間を集めてご相談ください。花や緑であなただけの住んでいる地域をもっと素敵にしてみませんか？



① 県民の皆様が緑化への興味、関心を持っていただき緑の保全、創出と一緒に取り組んでいこう。  
② 緑化への取り組みやその活動のレベルを向上したいとされる熱量が大きく、逆に私の方も何かしら得るものがありました。  
③ 個人、団体、学校等で現在そして将来的に広げていけば緑化の重要性をもっと理解して頂けるかと思っています。



① 人それぞれ緑に関する思いや好み、剪定のやり方など正解はありません。私自身が緑に携わり経験してきた中での思いや剪定のやり方をお伝えするので何かの参考になればと思います。  
② 剪定の講習、植栽指導などさせていただけました。皆さんの緑に対する思いに私も刺激を頂きました。  
③ どんな方でもご利用いただければと思います。皆様の利用がきっかけで緑に興味を持たれたら嬉しく思います。

- ① 鳥取県みどりの伝道師としてのメッセージ
- ② これまでの活動のご感想
- ③ どんな方・どんなことに事業を活用して欲しいか



地区の花壇に  
花を増やしたい！

地域の樹木や花壇を  
適切に管理するための  
方法を学びたい！

子どもたちと花植え  
ワークショップを  
開催したい！

緑化推進講座を  
開催したい！

地域の公園を  
芝生化したい！

## 鳥取県みどりの伝道師 派遣制度

1

専門家の知識を伝授

# 「鳥取県みどりの伝道師」を派遣します

緑化活動に関する知識や経験を持つ専門家「鳥取県みどりの伝道師」を派遣し、講習会などを行うことで、活動団体みんなで緑化の専門知識を学べます。



対象者

参加者10名以上の  
活動団体

Check!

「鳥取県みどりの伝道師」からのメッセージを本誌裏面に掲載

どんな活動が対象になりますか

地区の花壇のお手入れや、樹木の管理の講習会などで、鳥取県内で行う参加者10名以上の活動。  
(1つの活動団体につき、1年度あたり2回まで)  
※政治、宗教、営利を目的としないものに限り、※派遣を希望する伝道師が所属する団体が対象外となります。

支援内容

- 活動に応じたみどりの伝道師を無料で派遣します
- 植物の種・苗や必要な資材などを県が提供します  
(経費の上限は受講者1人あたり千円(総額3万円)まで)
- ※資材の提供は「団体あたり1年度内に1回限りです。」
- ※使用する教材は伝道師と実施団体が調整してください。  
(伝道師が教材の見積書を県に提出)

※伝道師の派遣を受けて講習会を実施した後は、「みどりの伝道師」派遣講習会等実施報告書を講習会等を開催した日から14日以内にまちづくり課に提出してください。

「鳥取県みどりの伝道師」の登録者一覧はWEBよりご覧ください。▶▶▶



## 花と緑のまちづくり支援事業 補助金 — 緑化推進事業 —

2

補助金交付でサポート

# 地域の緑化事業を補助金で応援!

地域に樹木や花を植えたり、緑化推進に関わる講座などを行う場合、経費をサポートするため補助金を交付します。



対象者

県内に事務所または活動拠点のある団体  
(市町村に補助金を交付する形で助成を行うため、利用の際はあらかじめ各市町村へお問い合わせください)

どんな活動が対象になりますか

- 地域活動団体が実施する新たな緑化事業  
(2回目までの活動に限る)
- 樹木や花の植栽など
  - 地域の緑化推進に関する講座、講演、啓発、交流など

補助対象となる経費

謝金、旅費、花苗、土、器具レンタル料 など

% 補助率

市町村負担額の2分の1

↑ 上限額

5万円(1件あたり)

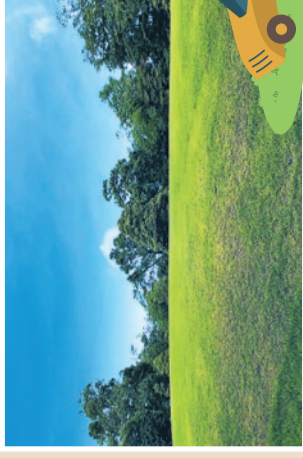
## 花と緑のまちづくり支援事業 補助金 — みんなの広場芝生化事業 —

3

補助金交付でサポート

# 地域の芝生化を応援!

公共の芝生を新設・増設する際に、維持管理に必要な経費をサポートするため、補助金を交付します。



対象者

団体や自治会  
(市町村に補助金を交付する形で助成を行うため、利用の際はあらかじめ各市町村へお問い合わせください)

どんな活動が対象になりますか

地域のまちづくり団体や市町村などが実施する公共空間などの芝生化の取り組み  
(新設、増設および改良を含む事業が対象)  
※芝生の維持管理のみの事業は対象外となります。

補助対象となる経費

芝生および肥料、燃料などの芝生化に必要な経費、芝生の維持管理のために必要な物品の購入およびリースに必要な経費 など

% 補助率

市町村負担額の2分の1

↑ 上限額

160万円(1件あたり)

3つの事業でサポート!

# みどり豊かなとっとりへ

「地域を花や木でいっぱいになりたい」  
そんな思いを持つ方を、

鳥取県は3つの事業でサポートしています。

地域の緑化活動を推進し、  
みどり豊かな鳥取県とともに育みましょう。

お問い合わせ・申請はこちらから

鳥取県生活環境部 くらしの安心局まちづくり課  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

TEL 0857-26-7981

Fax : 0857-26-8113

Mail : machizukuri@pref.tottori.lg.jp

WEBサイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/280418.htm>



2

3

の事業について

利用の際は、各市町村へお問い合わせください。

## 2025(R7)年度 新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金 【間接】

統一感のある街路景観、ストリートテラスなど、印象に残る美しい街の滞在風景づくりの取組を支援し、高いデザイン性等による街の価値の向上、近隣住民の滞在誘引による賑わい創出、街を愛する住民意識の醸成等につながる事例づくりを進めます。

### ●街なかの滞在環境づくり イメージ例



### ●緑化等による滞在環境づくりイメージ例



### ●中山間地域の滞在環境づくりイメージ例



#### 1) 補助対象経費

通りの装飾の統一感の向上や、路上空間を活用した滞在環境づくり等、先駆的な試みに取り組むための経費。（建物改修等のハード整備に係る経費は対象外）

#### 2) 事業実施主体

連なって事業活動を行う複数の者（商店街も可）、地域のまちづくり団体等

#### 3) 県補助限度額（年間）

事業当たり県50万円（補助率：市町村負担額の1 / 2）

※令和7年度は2件を予算化

※活用にあたっては市町村の予算化が必要

**※提案された計画案を有識者等による審査会で審査し、採択案を決定します。**

#### ◎審査基準（案）

- ・美しい街なみづくりに資する内容であるかどうか
- ・滞在を誘引する快適性（居心地）の向上に資する内容であるかどうか
- ・長期的、恒常的に取り組める内容であるかどうか
- ・周辺（県内）への波及が望める内容であるかどうか
- ・鳥取の街（街なみ）を愛し、誇りに感じる意識醸成に繋がるかどうか 等

【問合せ先】鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

電話0857-26-7234 ファクシミリ0857-26-8113 電子メール:machizukuri@pref.tottori.lg.jp

本事業の実施は令和7年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

令和7年度

## 鳥取県文化芸術活動支援補助金 対象事業募集

鳥取県内で活動する  
芸術家・文化芸術団体等の活動を支援します！

要件など  
詳しくは  
裏面へ！

■ 県内外で作品展示・舞台公演 ■ 節目の年に行う周年事業  
⇒優れた文化芸術活動支援事業 ⇒周年支援事業

■ 本県ゆかりの先人を顕彰  
⇒とっとり文化の先人顕彰事業

■ 本県ゆかりの映像作品の上映  
⇒映像作品活用支援事業

### 募集期間、補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和7年3月3日(月)から 4月2日(水)まで	【優れた文化芸術活動支援事業・とっとり文化の先人顕彰事業】 令和7年4月19日(土)から令和8年3月31日(火)まで 【周年支援事業・映像作品活用支援事業】 令和7年4月12日(土)から令和8年3月31日(火)まで
2次募集	令和7年8月1日(金)から 8月29日(金)まで	令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)まで

※2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、7月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)にてお知らせします。

### 申請方法

交付申請書、実施計画書、収支予算書及び申請者活動状況調を作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて、持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※募集期間最終日の午後5時必着です。

※郵送、電子メールにより提出される場合は、受け取り確認のため、送信・郵送後に必ず問い合わせ先へ電話をお願いします。

※様式は鳥取県文化政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bungeihojokin/>)からダウンロードできます。

### 結果通知

優れた文化芸術活動支援事業・とっとり文化の先人顕彰事業については、選定委員会が審査を行い、その結果をもとに対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、5月上旬ごろまでにお知らせします。

周年支援事業・映像作品活用支援事業は、補助要件を審査の上、対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、4月下旬ごろまでにお知らせします。

詳しくはホームページへ↓

申請書の書き方や計画の立て方などのご相談にも応じます。  
申請を予定されている方は、まずはお早めにご相談ください！

### 【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7843 ファクシミリ:0857-26-8108

電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課



## ■ □ ■ 募集対象事業の概要 ■ □ ■

事業区分	補助率及び上限額	補助対象となる取組の内容
①優れた文化芸術活動支援事業【審査会有】	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:30万円 (本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内に活動の本拠を置く芸術家等が県内外(国内に限る)で自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演等及びこれらに付随して行われるワークショップ等(第〇回といった定例的な活動は対象外) (令和5,6年度に本事業の交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は対象外。ただし、補助事業を中止又は廃止した者は、この限りでない。)
②とっとり文化の先人顕彰事業【審査会有】	[顕彰事業立ち上げ支援事業] 補助率:1/2 上限額:30万円 (複数人の顕彰を行う場合:50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰が行われるべき者でありながら、地元ではあまり知られていない、本県にゆかりのある文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウムや展示会等の開催、発行物等の作成、資料整理等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	[全国発信事業] 補助率:1/2 上限額:50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウムや展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
③周年支援事業	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等に係る周年事業(周年事業とは、第5回又は第10回といった節目の年に行われる比較的規模の大きな事業)
④映像作品活用支援事業	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額:10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品(県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたもの、又は県内出身者が制作に関わった作品等、本県にゆかりのある映像作品)を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。また、補助金の対象となる経費は、当日及び前日リハーサルの会場使用料及び付帯設備費、会場設営費、チラシ・ポスター・プログラム等の印刷費、広告宣伝費、作品等の輸送料などです。詳細は、文化政策課ホームページにて、令和7年度鳥取県文化芸術活動支援補助金募集要項、鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱をご確認ください。

※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。

ホームページで過去に助成した事業の様子をご紹介します。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/bungeihojokin/>



# 文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業

県内の団体等が舞台公演、作品展示、講演会等を実施する際に行う、↓↓こんな↓↓環境整備を支援します。

## ◆手話・要約筆記の設置

対象経費：手話通訳者人件費

## ◆託児サービスの提供

対象経費：保育スタッフ人件費

## ◆点字訳資料の作成

対象経費：点字訳資料作成費

## ◆社会福祉施設等への出前公演

対象経費：会場設営費又は機材等輸送料など  
※公立文化施設等での公演に併せて行うもの

## ◆送迎バスの運行

対象経費：貸切バス料金

## ◆社会福祉施設等での映画上映

対象経費：映画のリース料

## ◆介護スタッフの配置

対象経費：介護スタッフ人件費

## ◆バリアフリー映画の上映

対象経費：映画のリース料

環境整備に係る対象経費を全額助成！！

上限は10万円です。

(1団体または個人・当該年度における上限額)

要件など  
詳しくは  
裏面へ！

### 対象者

県内に活動の本拠地を置き、自ら企画・運営を行う団体または個人  
※一定の要件があります。

### 対象となる活動

- ①コンサート、演劇公演、伝統芸能等の公演など
- ②作品展示
- ③文化芸術をテーマにした講演会、シンポジウムなど  
※参加者を会員などに限定しないこと。  
※環境整備を行うことをチラシ等で広く県民に周知するものであること。



### 申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けています(令和8年1月末まで)。申請を希望される方は、事業実施の10日前までに、交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて提出してください。

なお、初めて申請を検討される場合は、お早めにご相談ください。

※様式は鳥取県文化政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/shitashimiyasui/>) からダウンロードできます。

詳しくはホームページへ↓

### 【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7134 ファクシミリ:0857-26-8108

電子メール:[bunsei@pref.tottori.lg.jp](mailto:bunsei@pref.tottori.lg.jp)

鳥取県文化政策課





◆◆◆ 環境整備の内容と要件 ◆◆◆

区分	要件
手話・要約筆記の設置	<p>ア 配置時間は、当該文化芸術イベントの開催時間（舞台公演の出演者、舞台関係者の場合は、本番のほか通し稽古1回を含む）及び打合せ等に要する時間（開始前1時間）を上限とする。</p> <p>イ 人件費の積算にあたっては、手話・要約筆記を依頼する者から見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。</p>
点字訳資料の作成	<p>資料作成費の積算にあたっては、資料作成を依頼する者から見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。</p>
送迎バスの運行	<p>ア 送迎バスの運行とは、当該文化芸術イベントを実施する会場へ公共交通機関を利用しても出向くことが困難な者のために、送迎バスの運行、その他これに代わる手段を確保する等の環境整備をいう。</p> <p>イ 当該環境整備が必要な理由がわかるもの（様式は問わない）を提出すること。</p> <p>ウ 当該環境整備の利用者数を事前に把握し、適切な環境整備となるよう工夫すること。</p> <p>エ 送迎バスの運行等、貸切車両を手配する場合は、見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。</p> <p>オ 自家用車等で当該環境整備を行う場合は、区間、距離など運行状況がわかるもの（様式は問わない。）を提出することとし、この場合の補助対象経費の算定は、1kmあたり25円（鳥取県職員の旅費等に関する条例に基づく）とする。</p>
介助スタッフの配置	<p>ア 介助対象者は、当該文化芸術イベントに参加するにあたって会場内での移動等に介助を必要とする者（以下、「介助サービス利用者」という。）とする。</p> <p>イ 介助時間は、当該文化芸術イベントの開催時間及び入退場に要する時間（開始前1時間、終了後30分）を上限として、介助対象者が当該文化芸術イベントに参加するために必要な時間とする。</p> <p>ウ 介助する者（以下、「介助スタッフ」という。）の件数は、1時間あたり1,500円を上限とする。</p> <p>エ 介助スタッフの配置割合は、介助サービス利用者1人につき介助スタッフ1人までとする。介助サービス利用者は事前に申し込むようチラシ等で周知するなど、適切な配置となるよう工夫すること。なお、事前申込みを受けた介助サービス利用者から当日キャンセルの申し出があった場合はできる限り介助スタッフ配置の調整をすることとするが、どうしても調整がつかなかった場合は補助対象を算定する際の介助サービス利用者数に含めてもよい。</p> <p>オ 介助スタッフは、当該文化芸術イベントのその他運営従事者と重複しないこと。</p> <p>※1 謝金以外に支払う旅費などは対象外とする。</p> <p>※2 事前申込み人数に基づかず当日利用を見込み介助スタッフを多く配置した場合でも、実際の利用が上記介助スタッフの配置割合に満たなければ対象外とする。</p>
託児サービスの提供	<p>ア 託児対象者は、当該文化芸術イベントに参加（鑑賞者のほか、当該文化芸術イベントの出演者、舞台関係者を含む）する者（以下「託児利用者」という。）の子とする。</p> <p>イ 託児時間は、当該文化芸術イベントの開催時間（舞台公演の出演者、舞台関係者の場合は、本番のほか通し稽古1回を含む）及び託児対象者の引き渡し時間（開始前1時間、終了後30分）を上限として、託児利用者が当該文化芸術イベントに参加するために必要な時間とする。</p> <p>ウ 託児する者（以下「託児士」という。）の件数は、1時間あたり1,500円を上限とする。</p> <p>エ 託児士の配置割合は、託児対象者1人につき託児士1人までとする。託児利用者は事前に申し込むようチラシ等で周知するなど、適切な配置となるよう工夫すること。なお、事前申込みを受けた託児利用者から当日キャンセルの申し出があった場合はできる限り託児士配置の調整をすることとするが、どうしても調整がつかなかった場合は補助対象を算定する際の託児対象者数に含めてもよい。ただし、この場合の託児時間上限は当該文化芸術イベントの終了時間までとする。</p> <p>オ 託児士は、当該文化芸術イベントのその他運営従事者と重複しないこと。</p> <p>※1 謝金以外に支払う旅費、託児室の借料、保育用の備品借料などは対象外とする。</p> <p>※2 事前申込み人数に基づかず当日利用を見込み託児士を多く配置した場合でも、実際の利用が上記託児士の配置割合に満たなければ対象外とする。</p> <p>※3 託児サービスを提供するにあたっては、関係法令を遵守すること。なお、イベント等に伴い臨時的に設置される託児施設は、認可外保育施設に該当し、届出が不要な場合であっても、認可外保育施設指導監督基準に沿って運営する必要がある。（参考：認可外保育施設に対する指導監督の実施について平成13年3月29日雇児発第177号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</p>
バリアフリー映画の上映	<p>配給会社等から見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。</p>
社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映	<p>配給会社等から見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。</p>
出前公演等	<p>ア 公立文化施設等での公演に併せて行われることがわかるものを提出すること。</p> <p>イ 積算にあたっては見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。</p>